

## 胎内市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

### (目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、新潟県が定めた建築物等における県産材利用推進に関する基本方針（令和4年1月7日最終改正）に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における胎内市産材及び新潟県産材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化の防止へ貢献するなど、森林の有する公益的機能の発揮や、再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、脱炭素社会の実現への貢献や、市民に安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進などに資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「木造化」とは、市有施設の建築に当たり、構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等をいう。）の全て又は一部に木材を利用するることをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物の内装、外壁等及び工作物に木材を利用することをいう。
- (5) 「市産材」とは、胎内市内における森林から生産された木材をいう。
- (6) 「県産材」とは、新潟県内における森林から生産された木材をいう。
- (7) 「建築物等」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（付帯施設・設備を含む。）及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- (8) 「民間建築物等」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する、住宅や事務所・店舗などの非住宅の建築物（付帯施設・設備を含む。）及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいい、公共建築物等を除く。
- (9) 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。

### (木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、市有施設の整備において自ら率先して市産材及び県産材の利用に努めるとともに、民間建築物等への利用を推進する。

### (市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築に当たっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000m<sup>2</sup>以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、木造化を推進する。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。
- 2 市有施設の建築及び改修に当たっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる木質化を図る部分について、可能な限り木質化を検討する。
- 3 木造化及び木質化の実施に当たっては、市産材及び県産材の使用を検討する。

(市有施設の造作家具・備品類)

第5 市有施設において、テーブルやベンチ、室名札等の造作家具・備品類には、市産材又は県産材を用いた製品の使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第6 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(公益法人等への要請)

第7 市は、市関係公社及び公益法人等が行う施設の整備について、この方針の目的を踏まえて、市産材及び県産材の利用を要請する。

- 2 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(PR及び普及)

第8 市は、市有施設における木材の利用の促進の意義等について、市民に分かりやすく示すよう努める。

- 2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(情報提供)

第9 市は、品質が確保された市産材及び県産材利用に関する流通及び製品等に関する情報の収集・提供に努める。

附 則

この方針は、平成24年3月27日から適用する。

附 則（令和6年3月28日公告第6号）

この方針は、令和6年3月28日から適用する。

別表（市有施設）

公共建築物	建築物の用途	建築物の仕上等に木質化を図る部分
	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校</li><li>・福祉施設</li><li>・医療施設</li><li>・スポーツ・文化施設</li><li>・市営住宅</li><li>・庁舎</li><li>・コミュニティ施設</li><li>等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・玄関ホール・ロビー、共用廊下、主要な居室等の床・壁・天井材・庇や軒裏、ピロティの天井材</li><li>・雨よけがある部分の外壁材</li><li>・造作家具・備品類</li><li>等</li></ul>

工作物	建築物に付帯する案内板、デッキ、バーゴラ 等
-----	------------------------

※木材の利用にあたっては、下記の点に留意する。

- ・防火地域等の指定されている地域や建築物の用途によっては、建築基準法の耐火・準耐火建築物要求や内装制限の規定を受けるものがある。
- ・木材を外部や湿気が多くなると想定される部分に使用する場合は、耐久性のある樹種の選定や防腐・防蟻対策等に配慮する。